

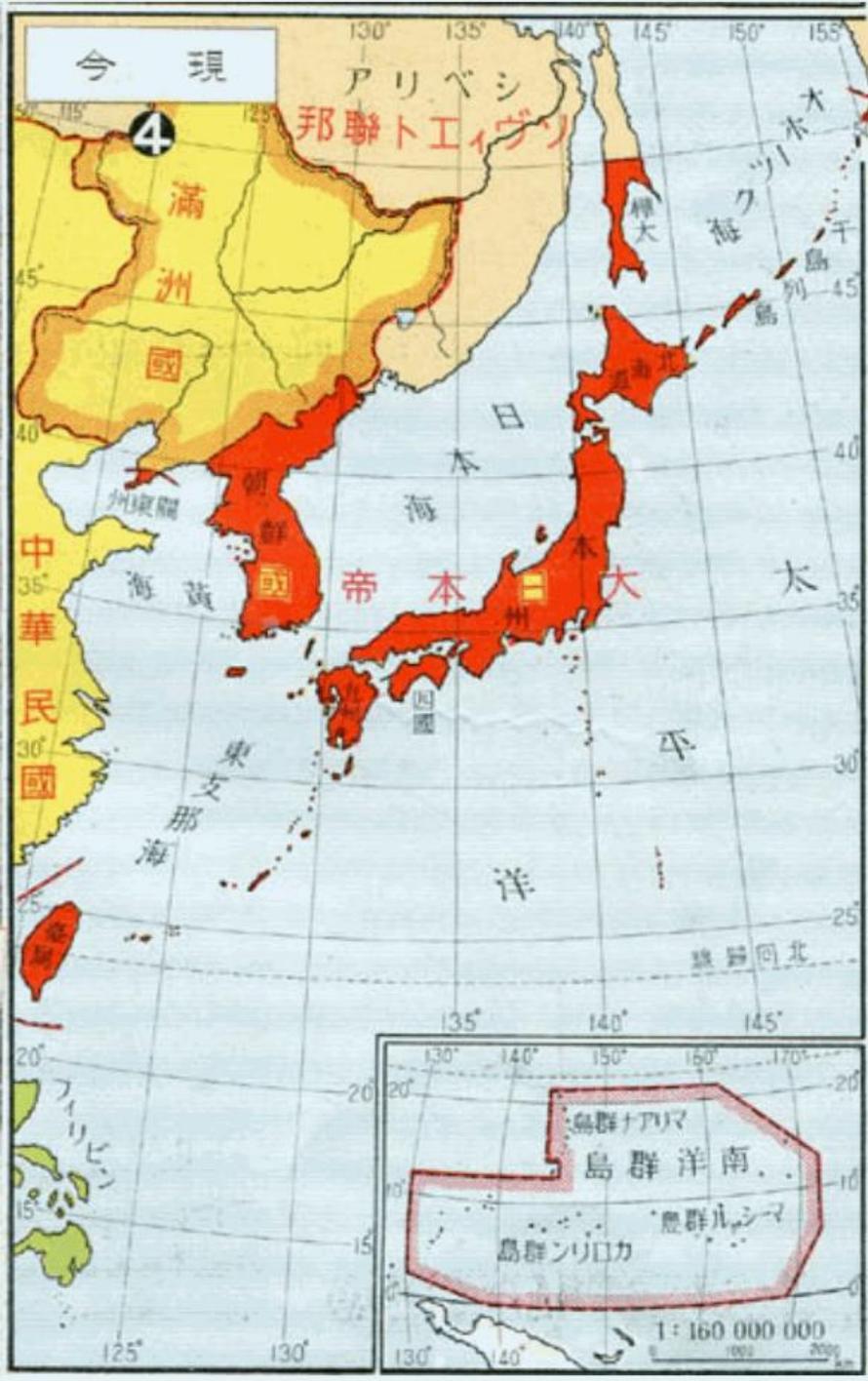
お隣さんとは、
仲良しなのに、
何でもめてるの？

ここには明るい友好の画像を貼る
(著作権に配慮すること)

ここには明るい友好の画像を貼る
(著作権に配慮すること)

それには、100年
にわたる悲しい歴史
があります。

1910年、朝鮮半島は日本の植民地（韓国併合）とされ、以来36年間支配されました。



英親王と伊藤博文：大韓帝国最後の皇帝純宗の皇太子である英親王は人質として日本に連れて行かれ、伊藤の保護下におかれた。名は根。

- 富国強兵の明治政府は、朝鮮への覇権を争い、日清戦争（1894年）、日露戦争（1904年）を行った。
 - （1875年）江華島事件：日本は当時鎖国をしていた朝鮮の江華島を砲撃し、開国を迫った。
 - （1895年）閔妃暗殺事件：ロシアとの覇権争いの中で、親露派の朝鮮王妃の閔妃（みんび）を、日本公使らが宮中に乱入し殺害した。
 - （1910年）韓国併合条約：
軍事的制圧の下で「韓国併合条約」を結ばせ、朝鮮を植民地とし、天皇の代理人として朝鮮総督府が専制政治を開始した。
以降1945年まで36年間続く。

朝鮮の人たちは、
3.1独立運動をは
じめ、苦難の歴
史を歩みました。



3.1独立運動（1919年）

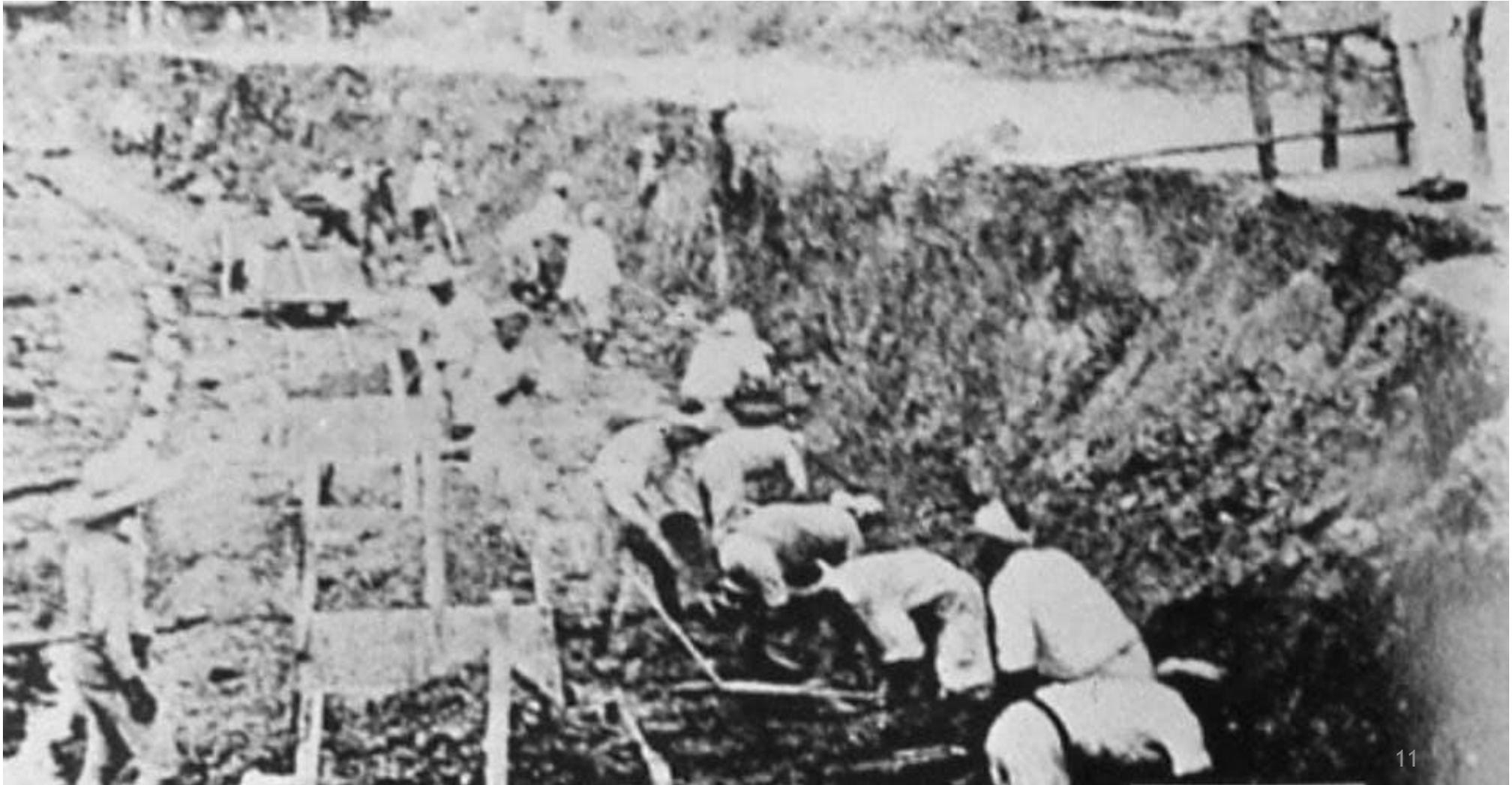


3.1 独立運動などの抵抗

- 過酷な支配に抗して、1919年3月1日に宗教指導者らが「独立宣言」を読み上げる計画を発端に、デモ回数は1500回、延べ参加人数は200万人に上る「3.1独立運動」が全土に広がった。日本官憲による弾圧により、死者7500名、負傷者1万5000名、逮捕された者4万6000名とされる。
- 1938年からは学校での朝鮮語の使用、朝鮮語での新聞、雑誌の発行が禁止され、1940年には創氏改名が実施された。

軍国主義支配の下
で、徴用工などの
問題が生じた

戦中、日本全国で不足した労働力を強制労働でまかかった。



- 約70万人の朝鮮人を、募集、官斡旋、徴用などの形で強制動員して働かせた。現場では、酷使、虐待、賃金未払いなどが横行した。
- 1944年5月霊光郡での事例（Wikipediaより引用）

1944年5月31日付の、北海道炭礦汽船株式会社の霊光郡送出責任者が釜山の駐在員に宛てた書簡では、 霊光郡において「集合日指定時間内に120名割当に対し参集せる者36名よりなく（之れも面にて強制的に連行せるもの）」、このため「郡庁職員9名警察署高等経済係員及面職員を総動員、寝込みを襲ひ或は田畑に稼動中の者を有無を言はせず連行する等相当無理なる方法を講し」て動員対象者を確保し、また「万一割当責任数供出不能の場合は理事長の自己の家族中より適任者を送出するか或は本人出動する様、郡、警察、面長等より夫々申渡しを」するなどの措置をとって動員対象者の確保に努めていた。

だが、この段階ではそのような強硬な手段を以ってしても十分な人員は集められず、「郡庁迄連行中逃走せしもの或は宿舎にて逃走せるもの等簇生又は不具者或は老人（息子逃走身代りとして父親を連行せる者）病人等多数あり」、しかも、「送出に無理せりたる為家族等と郡職員及面職員との間に大乱闘あり労務主任、次席等は顔面其他を殴打され負傷する等の騒ぎあり」というような事態を現出させていたことが書簡に記されていた。

戦後の第1幕（1965年）

国と国との協議

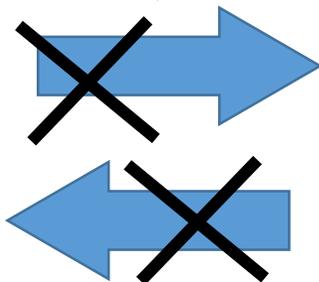
イジメた事実
を認めないのか



戦後補償に関して、長い交渉が行われ、結局両政府はお互いに請求権を放棄し、戦争状態の終結を図った

韓国政府

韓国は、賠償請求を放棄した



日本は、韓国に残した工場、インフラ等を放棄した

日本政府

日韓条約と 日韓請求権協定

イジメは無かった。
だから謝る必要はニヤイ

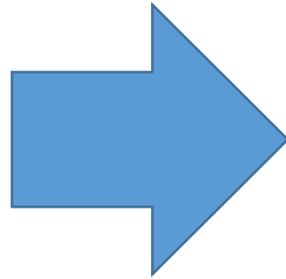


- 【当時の日本政府主張】： 1910年の韓国併合条約は国際法上**合法**であり、謝罪する必要はない。
(ドイツの戦後の反省と大ちがい。これではいつまでたっても平行線)
- 【当時の韓国政府主張】： 国家の代表者を脅迫して定められた韓国併合条約は、国際法に照らしても**無効**である。謝罪と賠償を求める。
- 【玉虫色の妥協】： 日本は賠償ではなく、「独立祝金」として、無償3憶ドルと有償2憶ドルの経済協力をした（現金ではなく、10年の日本国の生産物と日本人の役務）。当時の朴正熙軍事独裁政権と日本政府は、国同士の請求権を放棄することで、妥協した。

第2幕（2000年代）

被害者個人
と企業

国家間の請求権（政府が自国民を護る外交保護権）は放棄されたが、
一方、**民間人被害者が民間企業に損害賠償・慰謝料を求める「人としての権利」**は残っている。それが徴用工裁判。



1. 日韓請求権協定（1965年）第二条： 「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」

2. では、その中の「個人の権利」の解釈は？

・1991年柳井俊二条約局長（当時）の国会答弁： 「日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。」

・2018年河野太郎外相は「個人の請求権は消滅したわけではありません」と国会答弁した。つまり、国による保護・支援は無いが、個人として企業に損害・慰謝料請求する権利は残っているということ。



3. 2018/10韓国大法院判決： 李春植（イ・チュンシク）さん（95）は41～43年、旧日本製鉄の鉄工所で危険な仕事に従事させられ、熱い鉄材の上に倒れて3カ月のけがを負います。賃金も支払われませんでした。韓国の大法院は、新日鉄住金（当時）に対し慰謝料の支払いを命じました。

【今後の展望】

実は既に民事裁判の
和解例が幾つかある。

知恵を出し合い、被
害者の救済を図ろう。



2015年6・30 花岡記念碑の前で追悼式



花岡平和記念館を開設



■花岡事件 鹿島組（現鹿島建設）、西松建設の和解：

第二次大戦中に日本企業は中国から4万人を強制連行し、日本各地135カ所の事業所で強制労働に従事させました。鹿島組（現鹿島建設）秋田県花岡出張所で強制労働に従事させられた中国人は奴隷労働に耐えかねて蜂起しましたが鎮圧され、この強制労働と虐待、拷問で986名中の419名が虐殺されました。被害者は裁判を起し、2000/11に、鹿島建設が「責任を認め謝罪をした」共同発表を再確認し、986人全体の解決のための基金を設立することで和解が成立し、賠償金の支払い、慰霊事業などの和解事業が始まりました。

■（2009/10）西松建設安野事業所に関する和解が成立しました。

■（1997/9）新日鉄釜石製鉄所で強制労働させられた元徴用工・遺族11人が原告となって、新日鉄を相手に未払い賃金の支払いを求めた裁判で、原告に各200万円を支払うという和解が成立しています。

■（1999/4）日本鋼管。韓国の元徴用工1人に解決金410万円の支給

■（2000/7）不二越。韓国の元女子勤労挺身隊員ら8人と一団体に解決金3000万円余と会社構内に記念碑の建立と云う形で解決が図られました。

■今後も、両国の人々が知恵を出し合い、被害者の救済を図ることが大事ではないでしょうか。